

# 児童福祉施設における 防災計画作成指針の改定について

2025年12月1日  
石川県健康福祉部少子化対策監室



# 改定の考え方について

- 平成24年度に県が改定した防災計画作成指針は**業務継続の観点が不足**しているため、今回の改定で国の事業継続計画（BCP）ガイドラインの内容を踏まえたものにする。
- さらに、能登6市町の福祉施設へアンケート調査を実施し、**今回の災害における課題や事例等を検証**し、その**課題等に対応した内容を加え**、新たな防災計画作成指針とする。

現行

**主に発災初期に利用者を適切に避難させるなど  
「身体・生命の安全確保」等を目的とした計画**

今回改正内容

**利用者や職員の「身体、生命の安全確保」に加え、  
重要（優先）業務の継続や、早期復旧を図る観点を盛り込み、  
災害時において、より実効性のある計画とする**

- ・国ガイドラインの内容を踏まえた業務継続計画の作成ポイントを明文化
- ・能登半島地震を踏まえ、非常時の情報共有方法、人的応援・物的応援の受入体制、行政・地域等との連携などのポイントを各該当箇所に追加

# 改定案の構成について



※赤字部分については、現行指針の記載に加えて、国ガイドライン及び委員意見等の内容を盛り込む。



## 第1回委員会の議論

- ・ 通所施設の約3割が、「災害時情報共有システム」の存在を知らなかった
- ・ 約4割の施設が、地震の際、通常の通信手段が利用できなかつた
- ◎ 行政と施設間で必要となる支援の内容や情報共有のための手段について、具体的に盛り込むべき



## 指針に新たに記載する内容

非常時の情報共有方法として、新たな項目を追加するとともに、通信途絶を想定した平時からの備えについて記載

### <記載内容>

- 「災害時情報共有システム」について、入力徹底（平時からの入力手順確認や訓練にも言及）
- SNSは、過去の大震災で通信麻痺の時にも機能した実績があるため、活用の検討を推奨  
→ 既に記載あり：非常時の通信手段（公衆電話、災害時伝言ダイヤル、災害伝言板サービス等）
- 通信途絶を想定した平時からの施設と保護者間の児童の受け渡し方法の共通認識形成



## 第1回委員会の議論

- 子ども達を元気づけたいと、切れ目なしに入  
　ポット的に支援者の来園があり、調整が大変  
　だった
- 人的支援について協力の申出があったが、受  
　け入れることが難しかった
- ◎ 災害ボランティア（物資の整理、施設内の  
　掃除等）にどう対応するのかも欠かせない  
　視点
- ◎ 受援体制の中でどの業務を外部から来た支  
　援の方に任せのか基本的な方針を作つて  
　おくことが重要

## 指針に新たに記載する内容

現行指針には、人的応援の受入体制に関する記載がな  
かたため、新たに記載

### <記載内容>

- 人的応援の受け入れについて、施設側の対応方針や  
窓口・対応者など体制づくりが必要

(以下、受け入れ方針の一例として記載)

- ボランティアの食事や寝具はボランティア自身で用意
- 以前に施設の業務にかかわっていた職員等がボラン  
　ティアを申し出た場合は、優先的に受付
- 子どもの養護等の手伝いを依頼したい場合には、  
　保健、医療、福祉に関する専門知識がある者や学生  
　を優先的に受付



## 第1回委員会の議論

- 発災後 1 週間を経過しても、なお上下水道が使用できない施設が多数あり、施設職員が必要性を感じた物品として、「水」「簡易トイレ」「紙皿・紙コップ」という回答が多くかった
- 途切れることなく大量の物資が届き、ニーズに合わないものも多く、整理が大変だった
- ◎ 全国からかなりの物資が集まつたが、不要なものは届いても困る
- ◎ 子どもの精神面に配慮し発達段階に応じた児童書・玩具等が必要である

## 指針に新たに記載する内容

必要な備蓄品目を追加するとともに、現行指針に記載がなかった物的応援の受入体制等を新たに記載

### <記載内容>

- 水以外に必要な備蓄品として、簡易トイレ、紙皿・紙コップ、ウェットティッシュを追加
- 「水と衛生」の備えに関する重要性として、アンケート結果を紹介するとともに、水の重要性を訴える被災施設職員の声を掲載
- 物的応援の受け入れについて、施設側の対応方針や窓口・対応者など体制づくりが必要
- 児童の精神的な安定のため、避難所への持ち出し品として、対象年齢・発達段階等に応じたおもちゃ・児童書等を用意しておくことが望ましい



## 第1回委員会の議論

- 発災直後から、地域との連携がうまくとれていたなかった
- ◎ 市町や町会等の地域との事前のルール作りが重要である
- ◎ 施設内だけでなく、児童の送迎や職員の通勤経路について、安全を確保する必要
- ◎ 支援物資等の情報がいろいろな形で漏れなく伝わるように上手く連携できると良い

## 指針に新たに記載する内容

### 地域の関係機関等との連携に関する記載を充実させる

#### <記載内容>

- 市町や消防機関、近隣の病院・診療所、社会福祉施設等と連携をとり、役割分担についてあらかじめ協議する
- (福祉) 避難所運営に係る役割分担や使用スペース・期間等について、市町や地域住民等とあらかじめ協議する
- 市町や消防機関などと日頃から連携して、防災協定を結んだり、地区防災計画を策定したりすることは有効
- 被害状況や市町対策本部会議の情報を収集できるよう、施設が所在する市町との連絡・連携体制構築に努める



## 第1回委員会の議論

### 相談支援

- 支援に入る保育士や DWAT による相談支援は、平常時の相談支援とは異なるため、発災後の状況変化に応じた対応が必要であることを指針改定案に盛り込むべき

### 施設特性

- 認定こども園、保育所、児童館、児童養護施設といった施設種別により、利用者の特性に対応することが必要

### 配慮

- 外国人や要配慮者への対応についても指針に盛り込むべき

### 訓練

- 不特定多数が利用する施設における訓練方法について、何か具体例があれば良い

## 指針に新たに記載する内容

- 災害発生直後には、児童等の心理的ショックへのケアが重要となるほか、中長期的な支援体制の整備が必要
- 日常生活の再開後は、保護者にとって身近な相談機関である児童福祉施設として、医療機関等の専門機関と連携して対応することが必要

- 施設種別ごとのポイントを論点に記載

- 非常時の優先業務、保護者への引き渡し方法、不特定多数が利用する施設（児童館） 等

- 外国人や要配慮者への対応のポイント

- 文字やイラストを用いた避難誘導、備品として多言語翻訳機、障害の特性に応じた避難方法、服薬が必要な児童への配慮

- 子どもや保護者が参加するイベントと共に避難訓練をするなど、施設と保護者の連携を図りながらの実施も一案